

「障害者・高齢者虐待防止に向けて施設・事業所に求められる体制整備等と身体拘束・行動制限の廃止を考える研修会」

開催要項

1 目 的

本研修は、障害者・高齢者の施設・事業所管理者や市町村における権利擁護担当職員等を対象に、虐待防止に向けた施設や事業所に求められる体制整備等と身体拘束・行動制限の廃止のための取組を学び、さらに理解を深める機会とする。

2 開催方法

(1) 日程・受講方法について

(日時) 令和7年2月20日頃から1か月程度

(方法) 事前申込は不要です。講義動画を視聴し、所定の受講後アンケート（「京都府・市町村共同電子システム」に掲載。回答方法はオンラインのみ）に回答してください。なお、一定期間中にアンケート回答の提出がない場合は受講したことになりませんので、ご注意ください。

※ワムネットに掲載する URL にて各自視聴してください。YouTube にアクセスできる環境があれば受講して頂けます。なお、視聴可能期間はワムネットに告知し、別途案内はいたしませんので、各自ご注意ください。

(2) 研修内容

聴講時間 (目安)	内容	講師
20 分程度	身体拘束と虐待について	京都府健康福祉部 高齢者支援課
45 分程度	障害者・高齢者虐待防止について	植草学園大学 教授 野澤 和弘 氏
60 分程度	施設・事業所に求められる障害者・高齢者虐待防止に向けた体制整備と身体拘束・行動制限の廃止について	千葉県 社会福祉法人フラット 林 晃弘 氏

(3) 研修の対象者

- ・障害福祉サービス事業所管理者またはその代理者
- ・介護保険事業所管理者またはその代理者
- ・高齢者入所施設、老人ホーム等の施設長またはその代理者

〈養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等〉

- ・市町村障害者権利擁護担当課職員（管理職、担当者）、市町村虐待防止センター職員
- ・市町村高齢者権利擁護担当課職員（管理職、担当者）
- ・地域包括支援センター職員
- ・京都府保健所（企画調整課・保健課・福祉課）担当職員
- ・京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター運営委員会専門部会員

（４）主 催

京都府

（京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター）

（５）申込に係る注意点

- ・参加者が各自、オンラインで講義が聴講できる環境であることが参加要件です。
- ・受講証明は発行いたしません。必要に応じて、各施設・事業所にてアンケート回答を印刷し保存して下さい。